

平成26年人事院勧告について

総務文教常任委員会資料

H26.11.17

総務部総務課

給与勧告制度の基本的な考え方

- 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することが出来る。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約が無いことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- 人事委員会が置かれていない団体(一般市町村)においては、国の取扱いや都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針を決定

① 本年の給与改定

本資料は、人事院資料の抜粋

1 俸給表

(1) 行政職俸給表(一)

世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら広い範囲の号俸について引上げ

改定率 平均 0.3% 若年層：初任給の引上げと同程度

3級以上の級の高位号俸：50歳台後半層の職員の在職実態等を踏まえ、据置き

初任給 一般職試験（大卒程度）174,200円（現行 172,200円） 一般職試験（高卒者）142,100円（現行 140,100円）

(2) その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の改定

2 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、所要の改定

3 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引上げ

4 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月に改定（現行3.95月）

引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

5 寒冷地手当

新たな気象データ（メッシュ平年値2010）を地域区分の指定基準に当てはめ、支給地域を改定

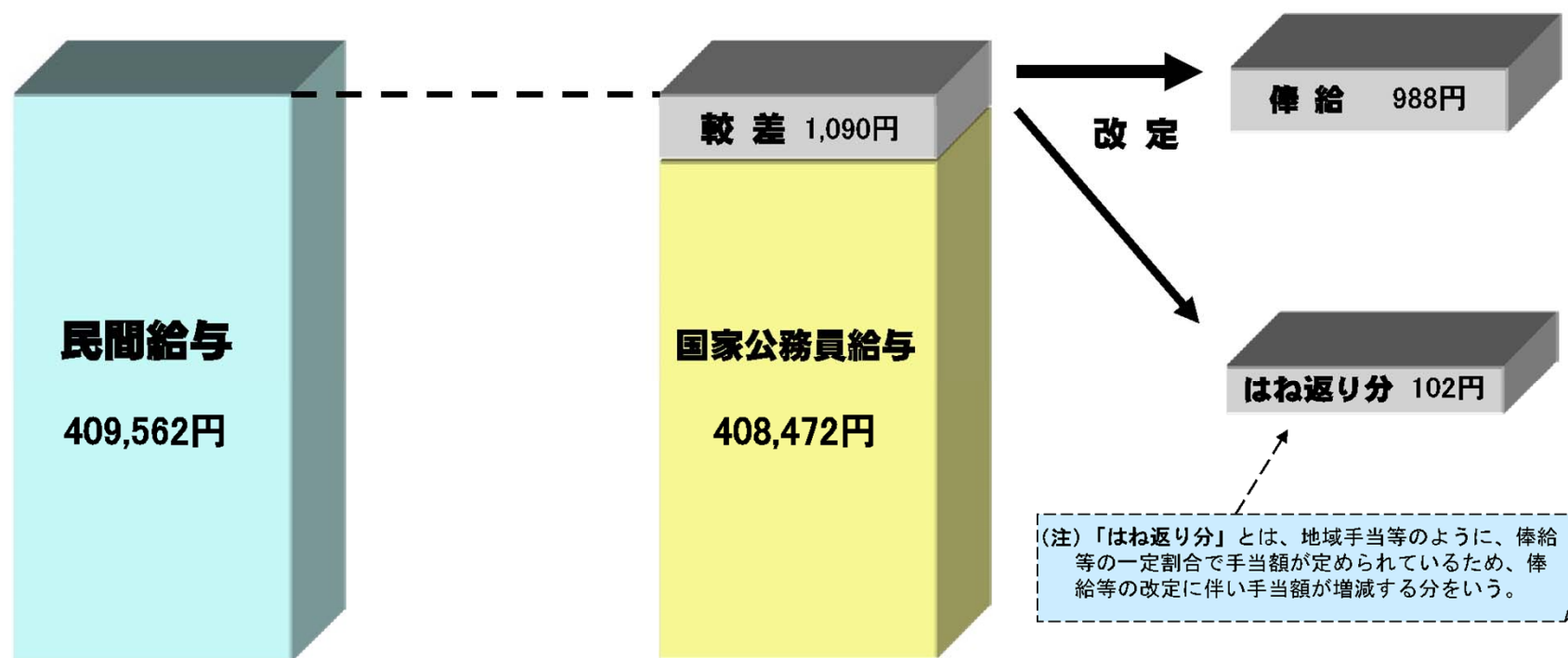
改定日の前日から支給地域から除外される地域に引き続き勤務している職員等に対し、所要の経過措置

6 実施時期

俸給表、初任給調整手当及び通勤手当：平成26年4月1日 寒冷地手当：平成27年4月1日 期末手当・勤勉手当：法律の公布日

民間給与との比較に基づく給与改定

本年の民間給与との較差 1,090円（0.27%）を解消するため、以下のとおり俸給の改定を行うこととしました。



月例給・ボーナスの引き上げ

国家公務員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、平成19年以来7年ぶりに年間給与が増額となりました。

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職(一)職員の 平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.28%	4.95月	△ 0.30月	△ 9.6万円	△ 1.5%
平成12年	0.12%	4.75月	△ 0.20月	△ 7.0万円	△ 1.1%
平成13年	0.08%	4.70月	△ 0.05月	△ 1.6万円	△ 0.2%
平成14年	△ 2.03%	4.65月	△ 0.05月	△ 15.2万円	△ 2.3%
平成15年	△ 1.07%	4.40月	△ 0.25月	△ 16.5万円	△ 2.6%
平成16年	－	4.40月	－	－	－
平成17年	△ 0.36%	4.45月	0.05月	△ 0.4万円	△ 0.1%
平成18年	－	4.45月	－	－	－
平成19年	0.35%	4.50月	0.05月	4.2万円	0.7%
平成20年	－	4.50月	－	－	－
平成21年	△ 0.22%	4.15月	△ 0.35月	△ 15.4万円	△ 2.4%
平成22年	△ 0.19%	3.95月	△ 0.20月	△ 9.4万円	△ 1.5%
平成23年	△ 0.23%	3.95月	－	△ 1.5万円	△ 0.2%
平成24年(注)	－	3.95月	－	－	－
平成25年(注)	－	3.95月	－	－	－
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%

(注) 国家公務員給与は、給与改定・臨時特例法により、平成24年4月1日～平成26年3月31日の2年間、「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み」給与減額支給措置が講じられ、上記とは別に、2年間で101.7万円の減額となっていた(行政職(一)平均)。

② 給与制度の総合的見直しの概要

基本的考え方

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

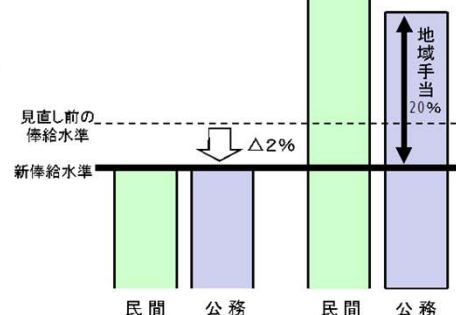
- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた50歳後半層の給与水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

措置すべき事項

I 地域間の給与配分の見直し

〈民間賃金の低い地域の場合〉〈東京都特別区の場合〉

- ① 民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、俸給表の水準を平均で2%引下げ
- ② 俸給表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合を見直し(3%～最高20%)



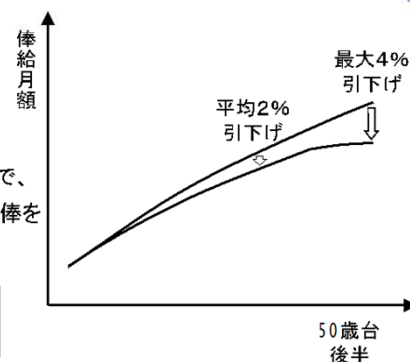
III 職務や勤務実績に応じた見直し

- ① 広域異動手当
60km以上300km未満は5%(現行3%)、300km以上は10%(現行6%)に引上げ
- ② 単身赴任手当
基礎額(現行23,000円)を30,000円に引上げ
加算額(現行年間9回の帰宅回数相当)を12回相当の額に引上げ
- ③ 本府省業務調整手当
係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額(現行4%相当額)、係員級は4%相当額(現行2%相当額)に引上げ
- ④ 管理職員特別勤務手当
災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給

II 世代間の給与配分の見直し

- 50歳後半層では公務員給与が民間給与を上回っていることから、俸給表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳後半層の職員が多く在職する号俸を最大4%引下げ

55歳を超える職員(行政職(一)6級相当以上)に対する俸給等の1.5%減額支給措置の廃止



IV 実施スケジュール

- ① 新俸給表は平成27年4月1日から適用
- ② 新俸給表への切替えに伴い、次の経過措置等を講ずる。
 - ・ 新俸給表の俸給月額が切替え日の前日(平成27年3月31日)に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給
 - ・ 初年度(平成27年度)の制度改正原資を確保するため、平成27年1月1日の昇給に限り、昇給幅を1号俸抑制
- ③ 地域手当等の諸手当の見直しは、平成27年度から段階的に実施し、平成30年度(平成30年4月1日)に完成

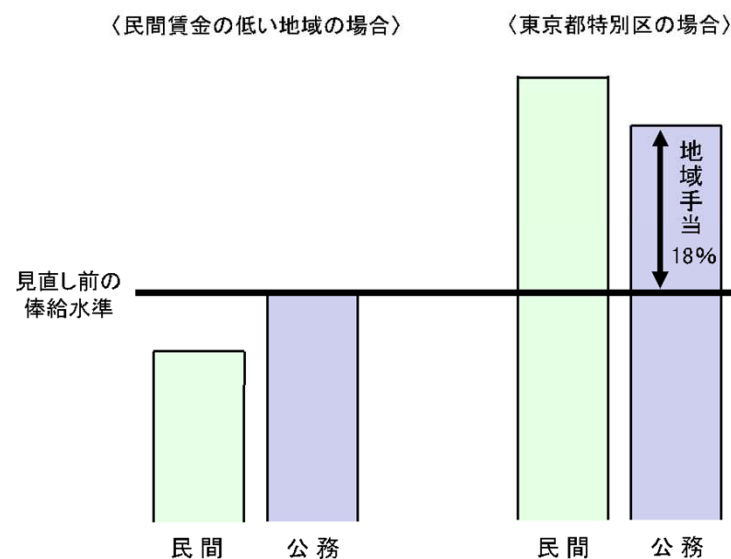
地域間の給与配分の見直し

地域ごとの民間賃金の水準をよりの確に公務員給与に反映させるため、次のような措置を講じます。

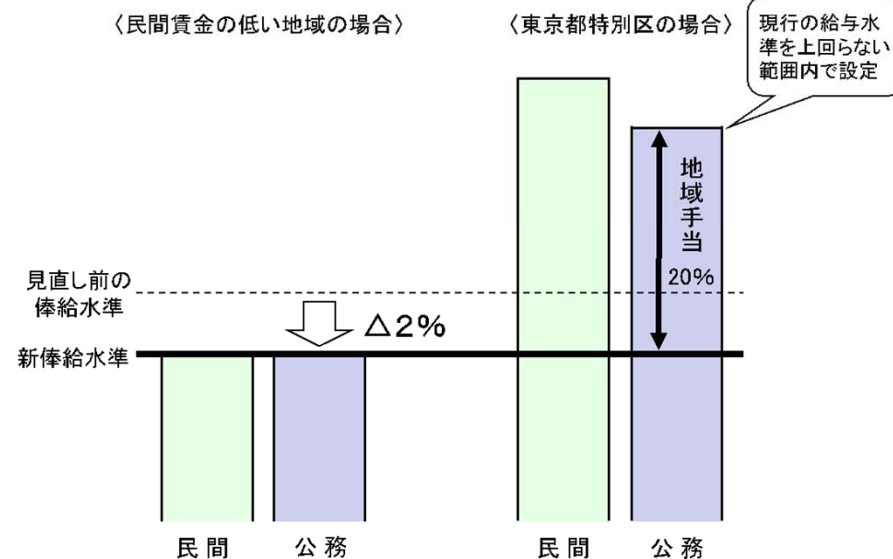
- ① 全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、平均で2%引き下げます。
- ② 俸給表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合の見直しを行います。(3%～最高20%)
- ③ 地域手当の支給地域について、更新されたデータに基づき支給地域の見直しを行います。

※ 全国各地に官署が所在し同一水準の行政サービスの提供が求められること、転勤等を含む人事管理上の事情等を踏まえると、地域手当による地域間給与の調整には一定の限界

現 行



見直し後



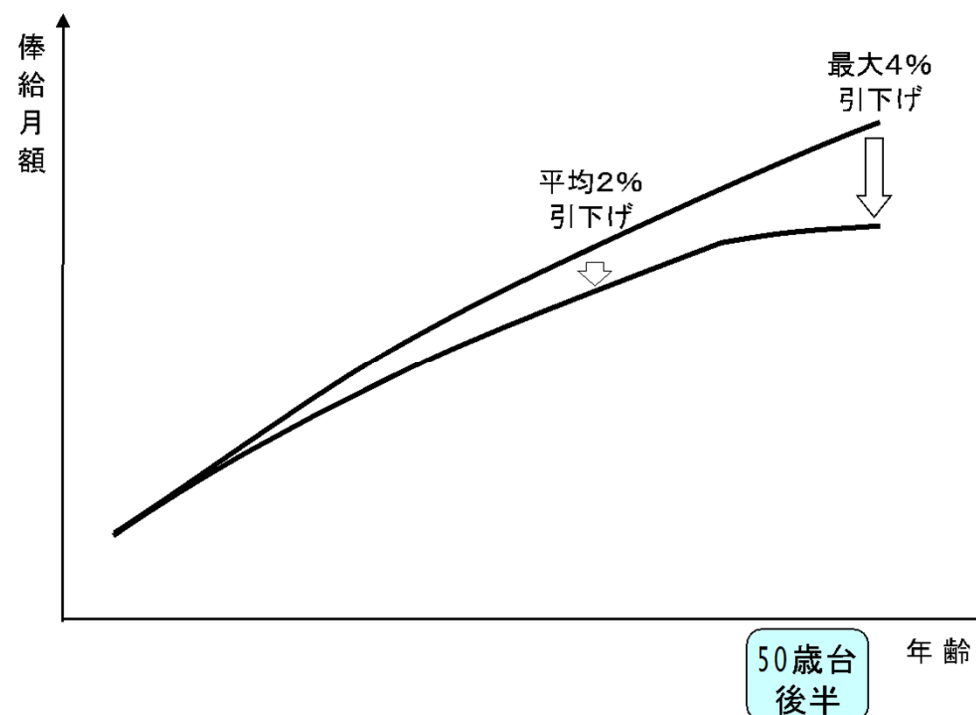
地域手当の支給地域一覧

団体名		改定後の地域手当支給割合
兵庫県	西宮市	15%
	芦屋市	15%
	宝塚市	15%
	神戸市	12%
	尼崎市	10%
	伊丹市	10%
	高砂市	10%
	川西市	10%
	三田市	10%
	明石市	6%
	赤穂市	6%
	猪名川町	6%
	姫路市	3%
	加古川市	3%
	三木市	3%

世代間の給与配分の見直し

- 公務においては、在職期間の長期化が進んだことに加え、地方の管理職等を中心に50歳台後半層において昇任する人事慣行があること等から、50歳台後半層については、国家公務員給与が民間給与を上回っている状況にあります。
- このような状況を踏まえ、世代間の給与配分を適正化する観点から、俸給表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳台後半層の職員が多く在職する高位の号俸の俸給月額について、最大で4%程度引き下げます。
- 一方、人材確保への影響等を考慮し、初任給にかかる号俸等については引下げを行いません。

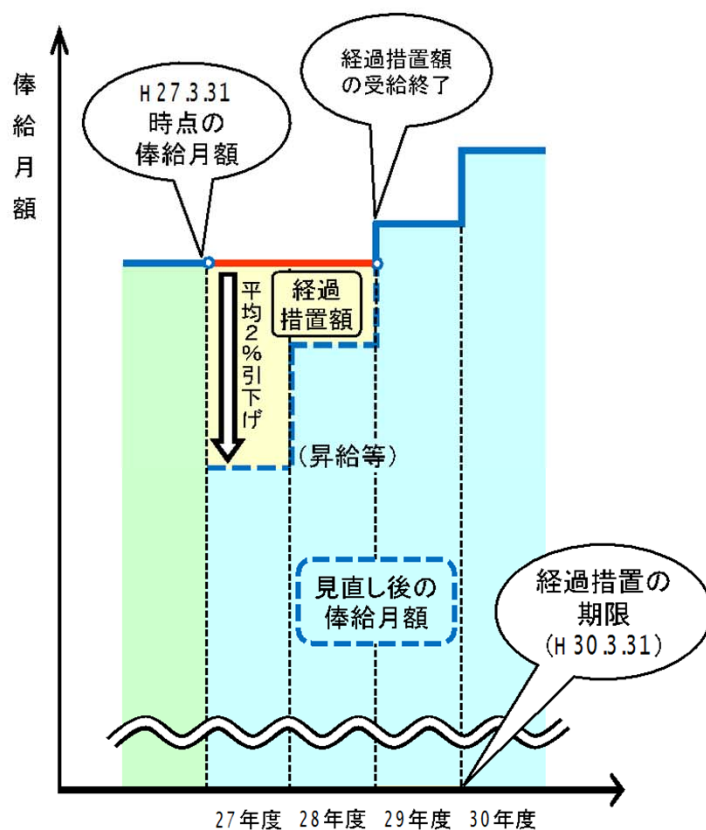
〔 55歳を超える職員（行政職（一）6級相当以上）に対する俸給等の1.5%減額支給措置は廃止します。 〕



給与表水準の引下げに伴う経過措置

俸給表水準の引下げとなる職員に配慮し、円滑に見直しを行うため、新たな俸給表の俸給月額が、切替え日の前日（平成27年3月31日）に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給します。

早期に経過措置の対象者でなくなる場合



3年間、経過措置の対象者である場合

